

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

告 示

○知事権限に係る保安林の指定……………	(治山課)	41
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	41
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	41
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	(治山課)	41
○森林法による通知に代える公示……………	(治山課)	42
○道路の供用の開始……………	(道路課)	42
○海岸保全区域の指定の一部改正……………	(砂防災害課)	42
○都市計画法第34条第8号の3の区域の指定……………	(都市計画課)	44

道教育庁石狩教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	44
------------------------	----

告 示

北海道告示第712号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成18年8月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 保安林の所在場所 虻田郡洞爺湖町月浦29の15・29の152・44の28（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 指 定 施 業 要 件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁産業振興部林務課及び洞爺湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第713号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成18年8月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所 小樽市朝里川温泉1丁目546の4（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道後志支庁産業振興部林務課及び小樽市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第714号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成18年8月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 指定施業要件変更予定保安林 久遠郡せたな町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
 - 保安林として指定された目的 落石の危険の防止
 - 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道檜山支庁産業振興部林務課及びせたな町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第715号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業

要件を変更する。
平成18年8月25日
北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件の変更に係る保 釧路市（次の図に示す部分に限る。）
安林の所在場所
(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保 厚岸郡厚岸町（次の図に示す部分に限る。）
安林の所在場所
(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保 標津郡中標津町（次の図に示す部分に限る。）
安林の所在場所
(2) 保安林として指定された目的 風害の防備
(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興
部林務課並びに釧路市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第716号
森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を関係町役場の掲示場に掲示した。
平成18年8月25日
北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 所在が不明な者
寿都郡寿都町字矢追町556の6所在の森林について所有権を有する
白 田 清 子、南 波 孝 世
寿都郡寿都町字矢追町171の3、502所在の森林について所有権を有する
吉 田 健 一

(2) 掲 示 場 所 寿都町役場
(3) 通 知 の 要 旨 平成18年北海道告示第671号

2(1) 所在が不明な者
雨竜郡雨竜町字恵岱別995所在の森林について所有権を有する 伊 藤 勘次郎
(2) 掲 示 場 所 雨竜町役場
(3) 通 知 の 要 旨 平成18年北海道告示第671号

北海道告示第717号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成18年8月25日
北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 幕別帯広芽室線	帯広市東6条南25丁目1番1地先から	平成18. 8.30
	帯広市東4条南26丁目15番1地先まで	

北海道告示第718号
昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。
その関係図面は、北海道建設部土木局砂防災害課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて縦覧に供する。
平成18年8月25日
北海道知事 高 橋 はるみ

9日高胆振沿岸海岸保全区域の表日高胆振沿岸の(3)浦河海岸の浦河町の項海岸保全区域の

欄 7 の事項を次のように改める。

7 浦河海岸の次の①の地点から⑤の地点までの各点を順次に結ぶ線、並びに⑤の地点から海保 1 を結ぶ線、海保 1 から海保 64 までの各点を順次に結ぶ線、海保 64 と海保 64－1 並びに海保 64－2 を結ぶ線、①の地点と補点①を結ぶ線、補点①から補点④までの各点を順次に結ぶ線、補点④の地点と海洋 1 を結ぶ線、海洋 1 から海洋 4 までの各点を順次に結ぶ線及び海保 64－2 と海洋 4 を結ぶ線によって囲まれた区域

①の地点 字井寒台 391 番 1 南角

②の地点 ①の地点から方向角 123 度の方向 15.00 メートルの地点

③の地点 ②の地点から方向角 110 度の方向 34.30 メートルの地点

④の地点 ③の地点から方向角 111 度の方向 18.12 メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から方向角 114 度の方向 18.18 メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から方向角 115 度の方向 10.10 メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から方向角 110 度の方向 164.20 メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から方向角 201 度の方向 3.07 メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から方向角 110 度の方向 25.08 メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から方向角 20 度の方向 3.08 メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から方向角 108 度の方向 36.46 メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から方向角 115 度の方向 53.64 メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から方向角 120 度の方向 67.80 メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から方向角 114 度の方向 54.78 メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から方向角 98 度の方向 86.01 メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から方向角 72 度の方向 53.30 メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から方向角 79 度の方向 132.81 メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から方向角 94 度の方向 289.10 メートルの地点

⑤の地点 字井寒台 43 番 1 北西角

海保 1 座標値 X = -202,411.429 Y = 40,879.217 の地点

海保 2 海保 1 の地点から方向角 91 度 31 分 31 秒の方向 63.453 メートルの地点

海保 3 海保 2 の地点から方向角 76 度 28 分 01 秒の方向 112.011 メートルの地点

海保 4 海保 3 の地点から方向角 75 度 19 分 30 秒の方向 9.789 メートルの地点

海保 5 海保 4 の地点から方向角 86 度 33 分 43 秒の方向 8.004 メートルの地点

海保 6 海保 5 の地点から方向角 88 度 42 分 54 秒の方向 5.351 メートルの地点

海保 7 海保 6 の地点から方向角 74 度 57 分 13 秒の方向 0.963 メートルの地点

海保 8 海保 7 の地点から方向角 75 度 07 分 45 秒の方向 5.494 メートルの地点

海保 9 海保 8 の地点から方向角 9 度 19 分 25 秒の方向 2.037 メートルの地点

海保 10 海保 9 の地点から方向角 86 度 53 分 28 秒の方向 59.758 メートルの地点

海保 11

海保 12

海保 13

海保 14

海保 15

海保 16

海保 17

海保 18

海保 19

海保 20

海保 21

海保 22

海保 23

海保 24

海保 25

海保 26

海保 27

海保 28

海保 29

海保 30

海保 31

海保 32

海保 33

海保 34

海保 35

海保 36

海保 37

海保 38

海保 39

海保 40

海保 41

海保 42

海保 43

海保 44

海保 45

海保 10 の地点から方向角 97 度 11 分 12 秒の方向 16.218 メートルの地点

海保 11 の地点から方向角 86 度 48 分 53 秒の方向 34.373 メートルの地点

海保 12 の地点から方向角 95 度 53 分 19 秒の方向 96.380 メートルの地点

海保 13 の地点から方向角 86 度 12 分 19 秒の方向 3.929 メートルの地点

海保 14 の地点から方向角 96 度 45 分 44 秒の方向 36.433 メートルの地点

海保 15 の地点から方向角 97 度 13 分 15 秒の方向 4.455 メートルの地点

海保 16 の地点から方向角 95 度 53 分 31 秒の方向 47.140 メートルの地点

海保 17 の地点から方向角 6 度 03 分 32 秒の方向 1.800 メートルの地点

海保 18 の地点から方向角 95 度 53 分 22 秒の方向 24.560 メートルの地点

海保 19 の地点から方向角 95 度 52 分 44 秒の方向 23.715 メートルの地点

海保 20 の地点から方向角 100 度 30 分 55 秒の方向 23.617 メートルの地点

海保 21 の地点から方向角 100 度 25 分 05 秒の方向 65.521 メートルの地点

海保 22 の地点から方向角 102 度 48 分 48 秒の方向 14.204 メートルの地点

海保 23 の地点から方向角 103 度 39 分 09 秒の方向 23.895 メートルの地点

海保 24 の地点から方向角 13 度 44 分 11 秒の方向 1.853 メートルの地点

海保 25 の地点から方向角 103 度 34 分 24 秒の方向 6.604 メートルの地点

海保 26 の地点から方向角 193 度 44 分 11 秒の方向 1.853 メートルの地点

海保 27 の地点から方向角 102 度 41 分 53 秒の方向 9.503 メートルの地点

海保 28 の地点から方向角 103 度 56 分 03 秒の方向 43.562 メートルの地点

海保 29 の地点から方向角 11 度 18 分 36 秒の方向 0.204 メートルの地点

海保 30 の地点から方向角 103 度 37 分 16 秒の方向 6.493 メートルの地点

海保 31 の地点から方向角 107 度 05 分 40 秒の方向 5.137 メートルの地点

海保 32 の地点から方向角 95 度 39 分 25 秒の方向 10.652 メートルの地点

海保 33 の地点から方向角 103 度 42 分 03 秒の方向 44.251 メートルの地点

海保 34 の地点から方向角 106 度 11 分 04 秒の方向 31.389 メートルの地点

海保 35 の地点から方向角 80 度 27 分 24 秒の方向 5.573 メートルの地点

海保 36 の地点から方向角 105 度 43 分 41 秒の方向 12.421 メートルの地点

海保 37 の地点から方向角 128 度 46 分 32 秒の方向 5.335 メートルの地点

海保 38 の地点から方向角 98 度 36 分 56 秒の方向 18.958 メートルの地点

海保 39 の地点から方向角 88 度 23 分 10 秒の方向 44.735 メートルの地点

海保 40 の地点から方向角 93 度 59 分 14 秒の方向 9.046 メートルの地点

海保 41 の地点から方向角 102 度 45 分 38 秒の方向 8.770 メートルの地点

海保 42 の地点から方向角 96 度 59 分 23 秒の方向 13.723 メートルの地点

海保 43 の地点から方向角 112 度 00 分 35 秒の方向 31.988 メートルの地点

海保 44 の地点から方向角 202 度 06 分 14 秒の方向 3.904 メートルの地点

海保46 海保45の地点から方向角112度39分20秒の方向59.474メートルの地点 海保47 海保46の地点から方向角112度39分22秒の方向42.352メートルの地点 海保48 海保47の地点から方向角22度21分55秒の方向3.774メートルの地点 海保49 海保48の地点から方向角112度25分28秒の方向76.157メートルの地点 海保50 海保49の地点から方向角103度18分35秒の方向3.979メートルの地点 海保51 海保50の地点から方向角112度27分02秒の方向47.650メートルの地点 海保52 海保51の地点から方向角123度34分39秒の方向4.092メートルの地点 海保53 海保52の地点から方向角108度35分08秒の方向16.118メートルの地点 海保54 海保53の地点から方向角112度42分21秒の方向20.000メートルの地点 海保55 海保54の地点から方向角113度00分38秒の方向20.003メートルの地点 海保56 海保55の地点から方向角114度33分11秒の方向19.998メートルの地点 海保57 海保56の地点から方向角116度53分53秒の方向20.004メートルの地点 海保58 海保57の地点から方向角117度32分57秒の方向19.997メートルの地点 海保59 海保58の地点から方向角118度21分27秒の方向20.001メートルの地点 海保60 海保59の地点から方向角118度39分24秒の方向25.279メートルの地点 海保61 海保60の地点から方向角119度30分17秒の方向54.713メートルの地点 海保62 海保61の地点から方向角121度11分57秒の方向46.097メートルの地点 海保63 海保62の地点から方向角116度12分51秒の方向48.990メートルの地点 海保64 海保63の地点から方向角121度12分14秒の方向117.523メートルの地点 海保64－1 海保64の地点から方向角213度03分35秒の方向6.049メートルの地点 海保64－2 海保64－1の地点から方向角223度07分38秒の方向18.183メートルの地点 補点1 Aの地点から方向角220度の方向80.00メートルの地点 補点2 Fの地点から方向角195度の方向90.00メートルの地点 補点3 Nの地点から方向角180度の方向90.00メートルの地点 補点4 海保1の地点から方向角180度の方向90.00メートルの地点 海洋1 海保22の地点から方向角177度52分35秒の方向157.324メートルの地点 海洋2 海保46の地点から方向角187度16分25秒の方向163.779メートルの地点 海洋3 海保60の地点から方向角211度15分15秒の方向150.979メートルの地点 海洋4 海保64－2の地点から方向角223度07分38秒の方向93.473メートルの地点 北海道告示第719号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第8号の3の条例で指定する土地の区域を都市計画法施行条例（平成15年北海道条例第2号）第2条第1項の規定により指定した。 当該土地の区域を示す図面は、北海道建設部まちづくり局都市計画課、北海道函館土木現業所企画総務部建設指導課及び北斗市建設部都市住宅課に備え置いて縦覧に供する。	平成18年8月25日 北海道知事 高 橋 はるみ 指定した土地の区域（土地の区域を示す図面のとおりに） 北斗市中野の一部、清川の一部、野崎の一部、市渡の一部、文月の一部、村内の一部、本町の一部、南大野の一部、千代田の一部、清水川の一部、一本木の一部及び久根別3丁目の一部 道教育庁石狩教育局告示 北海道教育庁石狩教育局告示第11号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成18年8月25日 北海道教育庁石狩教育局長 鈴 木 健 二 1 落札に係る物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借（1月当たりの単価） 一式 7台 2 落札を決定した日 平成18年8月2日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 住信・松下フィナンシャルサービス株式会社 (2) 住 所 大阪市中央区高麗橋1丁目6番6号 4 落札金額 53,760円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成18年6月23日付け北海道教育庁石狩教育局告示第10号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目